

## 東京に青空を！～法律事務員の立場から集団訴訟にかかわって～

法律事務所職員 堀内 由美

法律事務所で扱う事件は、一般民事・家事・刑事事件が圧倒的に多い。しかし、それ以外に、様々な集団訴訟があり、関与している弁護士が複数いる。その中の1つに「東京大気汚染公害裁判」という訴訟がある。

### ◇◇◇ 訴訟の概略

東京の深刻な自動車排ガス汚染によって、ぜん息などの健康被害を受けた住民593名が、国・東京都・自動車メーカー7社に対し、大気汚染原因物質の排出の差し止めと、被害に対する損害賠償（慰謝料）を求めて1996年に東京地方裁判所に提訴した。2002年10月には第1次訴訟の判決が出された。この判決は、国・東京都に損害賠償を命じるとともに、自動車メーカーについて、公害発生についての社会的責任を認めたが、法的責任は認めなかった。現在、双方が控訴している。一方、地裁では2次～5次訴訟の審理が進行中である。

この訴訟の場合、判決だけでは目的が達せられない。16年前までは「公害健康被害補償法」により、認定患者には国から医療費や、生活保障がなされていた。しかし、大気汚染が改善されたことを理由に廃止されたため、その後、自動車排気ガスによる被害を受けているにもかかわらず、なんの救済も受けられない患者が多数いる。この人たちの救済のために、新たな制度を創設することが同時に必要である。

### ◇◇◇ 法律事務員としてのかかわり

この「東京大気汚染公害裁判」のなかで、事務員としてできることは何か。訴訟記録のコピーや調査、書証の作成等は、一般の事件でも当然していることである。その他に、開廷日には裁判所へ傍聴に行ったりもする。当事者が多数なので大法廷を使用しているが、傍聴席がガラガラだったりすると、裁判所や相手方に対しこちらの意欲が伝わらない。傍聴席

を満員にすることも大事なことである。

多くの市民が解決を願っている事実を伝えるため、署名を集め、国や都、メーカーに提出している。これも何万人レベルで集めないことには意味がない。そこで、事務所の接客室に署名用紙を置いて賛同してくれる人には、その場で書けるような工夫をしている。

また、広く一般市民に、この裁判の意義を知ってもらうために、毎月、事務所近くの駅前で宣伝をしている。裁判の内容や、原告の手記を載せたチラシを配布し、ハンドマイクを使って、弁護士をはじめ、この裁判を支援してくれている人たちが直接訴えかけている。もちろん、私やほかの事務員も可能な限り参加している。

### ◇◇◇ 原告・患者さんの1日も早い救済を願って

原告・患者さんたちは、命がけてこの裁判を闘っている。酸素ボンベを引きながら、裁判所に来ている姿を見ると、胸が痛む。しばらく姿を見かけないと思っていたら、発作が起きて入院しているという話もよく聞く。患者さんたちは、十分な仕事ができないので、経済的にも困窮している。医療費がかさむので、少く調子が悪くても病院に行かないで、我慢している人も多いと聞く。

私は、やむにやまれぬ思いで裁判に立ち上がった原告・患者さんの1日も早い救済を心から願って応援している。事務員は法廷に立つことはできない。しかし、私たちの仕事も、間接的には事件の解決に繋がっているのではないかと、そうあって欲しいと思っている。